

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月19日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第4号

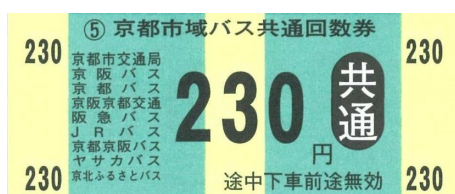
京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を次のように改正する。

第3条第20号、第21号、第25号及び第27号を次のように改める。

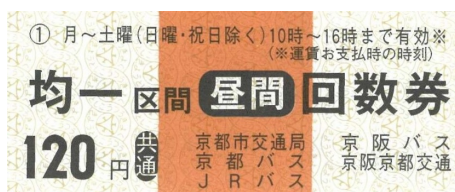
(20) 削除

(21) 230円券24枚つづり

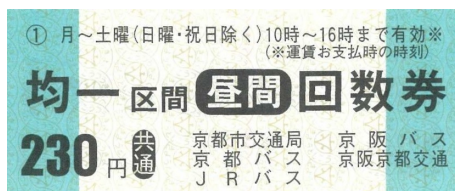


(25) 昼間割引回数券

ア 120円券12枚つづり



イ 230円券12枚つづり

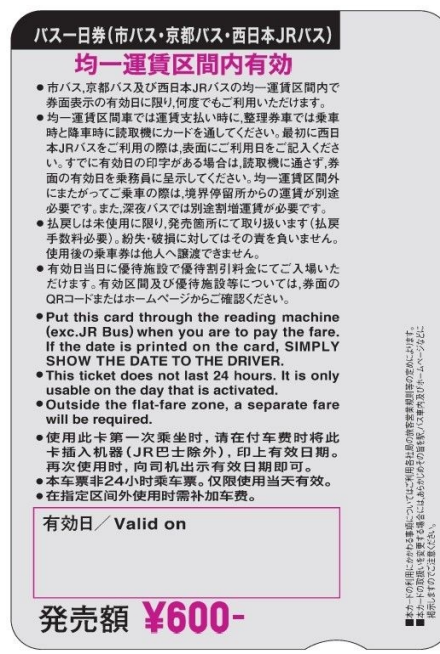


(27) 一日乗車券カード

ア 大人用

表面

裏面



イ 小児用

表面

裏面



備考1 乗車券として使用するために必要な記載事項以外については、必要に応じて変更することがある。

2 エンコード乗車券とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、令和3年3月20日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車乗車券様式規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日の前日までに発売した230円券14枚つづり及び180円券1枚つづり回数券、230円券25枚つづり回数券、昼間割引回数券及び一日乗車券カードを所持する旅客は、別に定めるところにより当該乗車券を使用することができる。

(交通局営業推進室)